

# 令和5年第6回美幌町議会臨時会会議録

令和5年11月30日 開会  
令和5年11月30日 閉会

令和5年11月30日 第全号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定  
(諸般の報告)
- 日程第 3 認定第 1 号 令和 4 年度美幌町一般会計決算認定について (委員会報告)
- 日程第 4 認定第 2 号 令和 4 年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
について (委員会報告)
- 日程第 5 認定第 3 号 令和 4 年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
について (委員会報告)
- 日程第 6 認定第 4 号 令和 4 年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい  
て (委員会報告)
- 日程第 7 認定第 5 号 令和 4 年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて (委員会報告)
- 日程第 8 認定第 6 号 令和 4 年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて (委員会報告)
- 日程第 9 認定第 7 号 令和 4 年度美幌町水道事業会計決算認定について (委員会報  
告)
- 日程第 10 認定第 8 号 令和 4 年度美幌町病院事業会計決算認定について (委員会報  
告)
- 日程第 11 承認第 8 号 専決処分の承認について  
[令和 5 年度美幌町一般会計補正予算 (第 6 号)]
- 日程第 12 承認第 9 号 専決処分の承認について  
[令和 5 年度美幌町一般会計補正予算 (第 7 号)]
- 日程第 13 議案第 47 号 美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一  
部を改正する条例制定について
- 日程第 14 議案第 48 号 美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定  
について
- 日程第 15 議案第 49 号 美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定  
について
- 日程第 16 議案第 50 号 美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 17 議案第 51 号 令和 5 年度美幌町一般会計補正予算 (第 8 号) について
- 日程第 18 議案第 52 号 令和 5 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)  
について
- 日程第 19 議案第 53 号 令和 5 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1  
号) について
- 日程第 20 議案第 54 号 令和 5 年度美幌町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) につ  
いて
- 日程第 21 議案第 55 号 令和 5 年度美幌町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 22 議案第 56 号 令和 5 年美幌町度公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号) に  
ついて
- 日程第 23 議案第 57 号 令和 5 年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算 (第 2 号)  
について

日程第24 議案第58号 令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）について

○出席議員

1番	木村利昭君	副議長	2番	馬場博美君
3番	横山清美君		4番	高橋秀明君
5番	宮崎奈津江君		7番	稲垣淳一君
8番	藤原公一君		9番	伊藤伸司君
10番	吉住博幸君		11番	大江道男君
12番	松浦和浩君		13番	大原昇君
議長	14番 戸澤義典君			

○欠席議員

6番 上杉晃央君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	平野浩司君	教育委員会会長	矢萩浩君
監査委員	西村与志博君	教育	

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	那須清二君
町民生活部長	関弘法君	福祉部長	河端勲君
経済部長	後藤秀人君	建設部長	遠國求君
病院事務長	但馬憲司君	事務連絡室長	横山聖二君
会計管理者	田中三智雄君	総務課長	斉藤浩司君
危機対策課長	多田敏明君	政策課長	沖崎寿和君
地方創生担当主幹 兼デジタル推進主幹	竹下護君	財務課長	吉田善一君
町民活動課長	佐久間大樹君	戸籍保険課長	佐々木斉君
税務課長	松尾まゆみ君	社会福祉課長	水上修一君
児童支援主幹	大内直樹君	保健福祉課長	立花良行君
農林政策課長	橋本勝君	耕地林務主幹	伊藤寿君
農業委員会事務局長			
農業振興主幹	午来博君	商工観光課長	鶴田雅規君
建設課長	森口尚博君	建築主幹	宮田英和君
建築技術主幹	廣田吉輝君	環境管理課長	影山俊幸君
上下水道課長	石山隆信君	病院総務課長	以頭隆志君
地域医療連携課長	高山吉春君	事務連絡室次長	藤田静思君
教育部長	遠藤明君	学校教育課長	中尾亘君
スポーツ振興課長	弓山俊君	監査委員事務局長	小室保男君
監査委員事務局次長	小室秀隆君		

○議会事務局出席者

事務局長	小室保男君	次長	小室秀隆君
議事係長	高田秀昭君	庶務係長	村田剛君
庶務係	金子未准君		

午前10時00分 開議

◎開会・開議宣告

○議長（戸澤義典君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第6回美幌町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番馬場博美さん、3番横山清美さんを指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（戸澤義典君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る11月27日、議会運営委員会を開きましたので、副委員長から報告を求めます。

9番伊藤伸司さん。

○9番（伊藤伸司君） 〔登壇〕 令和5年第6回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る11月27日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、町提出案件として、専決処分承認2件、条例改正4件、補正予算8件、議会提出案件として、9月定例会において一般会計等及び企業会計両決算審査特別委員会に付託された令和4年度決算認定についての審査結果報告8件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期につきましては、本日1日限りいたします。

慎重なる審議に皆様の御協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯

な答弁と対応をお願い申し上げ、議会運営委員会としての報告といたします。

○議長（戸澤義典君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会副委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配信しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配信しておりますので、御了承願います。

なお、上杉晃央議員、所用のため欠席の旨、届出がありました。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報のため、写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎提出案件の概要説明

○議長（戸澤義典君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申入れがありますので、

発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕本日、ここに令和5年第6回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第8号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第6号）については、本年9月13日に発生した落雷による被害を受けた公共施設の設備修繕のため急を要したこと、承認第9号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第7号）については、小中学校吹奏楽及び中学校陸上競技の全国大会へ出場のため急を要したことから、それぞれ専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

条例の改正について。

議案第47号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第48号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、令和5年度の人事院給与勧告に基づく特別職の国家公務員及び一般職の国家公務員の給与改定に準じて、美幌町議会議員及び美幌町長等の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

議案第49号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、令和5年度の人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、職員の給料表の水準を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合などを改定しようとするものであります。

議案第50号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定については、平成15年度に契約を締結した借上げ公営住宅について、20年間の契約期間が満了し再借上げを行うに当たり、現在の土地公示価

格に基づく駐車場月額使用料に改定しようとするものであります。

令和5年度各会計補正予算について。

一般会計につきましては、職員の給与改定及び会計間異動等に伴う人件費の補正のほか、斜網地区中間処理施設宅盤造成基本調査設計負担金として146万8,000円、借上げ公営住宅再契約に係る借上料として35万1,000円の増額及び債務負担行為の変更を行おうとするものであります。

特別会計・企業会計につきましては、職員の給与改定及び会計間異動等に伴う人件費の補正を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほど担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく願いいたします。

---

◎日程第3 認定第1号から  
日程第8 認定第6号まで

○議長（戸澤義典君） 日程第3 認定第1号令和4年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第4 認定第2号令和4年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5 認定第3号令和4年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第4号令和4年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 認定第5号令和4年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8 認定第6号令和4年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件を一括議題とします。

この件につきましては、令和5年第5回美幌町議会定例会において、一般会計等決算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君）〔登壇〕 審査結果の報告。

令和5年9月15日から5回にわたり委員会を開催し、関係書類の提出あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、適正に予算が執行された結果として認定すべきものと決定しました。

なお一層の行政効果を期待し、次のとおり審査意見を付すことといたしました。

審査意見。

一般会計全般について。

令和4年度一般会計決算は、歳入131億2,018万8,000円で前年度比2億9,964万円、2.3%、歳出129億1,474万5,000円で前年度比4億993万円、3.3%のそれぞれ増となっている。

歳入歳出決算額の差引きは2億544万3,000円で、単年度収支は8,675万円の黒字、実質収支は1億7,449万3,000円の黒字となっている。

財政状況について、財政力指数は0.36で前年度比0.001ポイント低下、経常収支比率は85.3%で前年度比3.9ポイント悪化、健全化判断比率について、将来負担比率はマイナス表示となったが、実質公債費比率は6.9%で前年度比0.6ポイント悪化し、各指数及び比率は前年度より悪化した。

しかし、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政運営計画に基づく健全な財政運営に努めつつ、少子高齢化対策、防災対策、老朽化の進む公共施設の整備、人口減少対策及び新型コロナウイルス感染症対策などに取り組んでいることを評価したい。

今後も人口減少や少子高齢化が進み、厳しい財政運営が続くことも予想されることから、引き続き健全な財政運営に努められたい。

収納率向上対策について。

公営住宅使用料の現年度分収入率が10年連続で100%を達成していることは、同規模自治体と比較しても特筆すべきものである。

令和4年度の町税収入率は97.4%で、前年度の97.1%を0.3ポイント上回っており、日頃の関係職員の努力を高く評価したい。

未収金については、取組の強化により効果を上げているが、未だ令和4年度で一般会計6,693万7,000円、特別会計1億4,914万1,000円、合計2億1,607万8,000円の未収金が発生している。

引き続き、負担の公平性と適正化を図るため、収納担当者間で連携し適正な債権管理と収入率強化対策に努められたい。

予算の執行について。

各部局において事業効果が十分に発揮されていないものが見受けられたことから、厳しい財政状況の中、事業の推進にあっては、効率的かつ効果的に実施すべく、予算の見直しや事業の廃止を含め、費用対効果を検証の上、最小の経費で最大の効果を発揮できるように不断の努力を重ねていただきたい。

町有財産管理について。

未利用の町有財産について、特に、建物は財産管理費用の縮減と防犯リスク低減のため、売却または解体を計画的に進めるなど、適切な財産管理に努められたい。

また、公営住宅は、管理戸数795戸のうち令和4年度の空室戸数が178戸あり、住戸の有効活用を図るべきと考える。

単身者、移住者、外国人研修生の入居を認めるなど入居条件の見直しを検討し、収入確保に努められたい。

ふるさと寄附金について。

ふるさと寄附金は、本年度4億824万9,000円で、前年度の1億9,204万4,000円と比べて2億1,620万5,000円の増となっており、過去最高と

なっている。

引き続き、返礼品の充実を含め美幌町の魅力発信に努めるとともに、寄附者の意向を踏まえ寄附金を有効に活用できるよう、充当事業の選考に際しては慎重を期され、計画的に活用されたい。

少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

以上であります。

○議長（戸澤義典君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

1 番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 審査意見中、予算の執行についての部分で、各部局において事業効果が十分に発揮されていないものが見受けられたということでありましたが、これがどのような事業だったのか、教えてくださいたいです。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 今回の報告に当たり、委員会の中では、児童生徒国内外研修交流事業補助金、介護従事者資格取得支援事業補助金及び体験観光推進事業並びにサイクルツーリズム事業等推進のための自転車購入費などについて、事業効果が十分発揮されていないという意見が出ております。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件については認定することに決定しました。

---

#### ◎日程第 9 認定第7号から

#### 日程第10 認定第8号まで

○議長（戸澤義典君） 日程第9 認定第7号令和4年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第10 認定第8号令和4年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上の2件を一括議題とします。

この件につきましては、令和5年第5回美幌町議会定例会において、企業会計決算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

9番伊藤伸司さん。

○9番（伊藤伸司君） 〔登壇〕 審査の結果を申し述べさせていただきます。

令和5年9月15日から5回にわたり委員会を開催し、関係書類の提出あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査をした結果、水道事業会計及び病院事業会計ともに、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定いたしました。

なお、今後とも一層の努力を望み、次のとおり審査意見を付すこととしました。

審査意見。

1、水道事業会計について。

給水人口の減少による家庭使用水量の減少に加え、節水型家電の普及や節水意識の向上などにより、給水収益は前年度比2.5%の減収となりましたが、経費の削減等による支出の抑制に努められ、おおむね健全な経営状況が保たれており、関係者の努力を評価したい。

また、老朽管更新等の成果が徐々に表れてきた有収率については、令和3年度の86.1%から1.4ポイント減少し、84.7%となっているが、減少の主な要因は、大規模な漏水と判明しているところである。

直営での目視による現地漏水調査の実施、中央監視装置による監視等により漏水の早期発見に努めているところではあるが、今後においても漏水の早期発見に努め、有収率向上対策を講じられたい。

職員の有給休暇等の取得日数は、健康増進休暇を含め1人平均9.3日となっており、令和3年度より5.4日の減少となっている。

職員の中途退職や法適用化に関わる事務の増などが要因となっているが、職員の心身のリフレッシュを図る上からも休暇を取得しやすい職場環境の構築を図られたい。

平成30年3月、令和9年度までを計画期間とした美幌町水道事業経営戦略と美幌町水道事業ビジョンから構成される美幌町水道事業基本計画を策定し、計画的な事業実施と水道事業経営の健全性の確保に努められているが、現在の社会情勢から、今後も物価高騰等による経営への影響は大きいものと推察される。

P D C A サイクルによる事業の見直し・改善を継続するとともに、状況によっては、次期美幌町水道事業基本計画の策定を前倒しにするなど、経営状況の見通しの把握について一層努められたい。

今後も、安心・安定・安価な水の供給という使命の継続に努力されたい。

## 2、病院事業会計について。

令和4年度の経営状況を見ると、収益においては、外来収益の増、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制支援補助金や感染病床確保促進補助金などにより、事業収益全体では前年度比5,641万8,000円、2.7%の増となっている。

また、費用においては、医師や医療技術員をはじめとした職員の増員に伴う給与費や材料費が増となったが、減価償却費の減などにより、事業費全体では前年度比944万8,000円、0.5%の増となっている。

これら収支の結果、当年度純利益

7,709万6,000円、前年度純利益3,012万6,000円と、2年連続で純利益が計上となったことは大いに評価したい。

一方、令和4年度における外来患者数は延べ7万964人で、前年度比3,923人増加しているものの、入院患者数は延べ2万1,397人で、前年度比1,794人の減少となっており、病床全体の利用率は59.2%と前年度より4.9ポイント減少している。

新型コロナウイルス感染症の影響や、入院日数が比較的短くなっていることが要因であることは十分理解するが、収益増加の観点からも病床利用率向上について努力されたい。

職員における有給休暇の平均取得日数は10.55日で、医師においては6.06日、健康増進休暇の平均取得日数は2.22日で、医師においては0.6日となっており、全体的に休暇の取得日数が少ないが、特に医師の休暇の取得日数が少ない状況となっている。

今後も、非常勤医師を含めた医師の確保に努められ、医師の休暇取得率向上を図るとともに、令和6年4月から施行される医師の働き方改革のルールを遵守し、心と体の健康確保に努められたい。

研究研修費の執行率は63.3%と令和3年度より44.8%増加している。

今後も、高度化・専門化する医療に対応するため、研修の受講や資格取得支援などの取組を進め、院内における人材育成を積極的に推進されたい。

最初に新型コロナウイルス感染症患者受入れ等の対応を行ってからこれまでの間、病院機能を継続させてきたことは、医療提供に対する誠実さ勤勉さを体現するものであり、医師、医療スタッフ、その他の病院事業運営に関わる職員全てに心から敬意と感謝を申し上げる。

今後においても、引き続き経営の健全性

及び安定性を確保しつつ、町民の生命と健康を守るため、常に医療の質の向上に努め、地域医療として責任と思いやりを持って、医療の提供に努められたい。

少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定を規定による少数意見の留保はない。

以上であります。

○議長（戸澤義典君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第7号及び認定第8号を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件については認定することに決定しました。

---

#### ◎日程第11 承認第8号

○議長（戸澤義典君） 日程第11 承認第8号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 議案書15ページになります。

承認第8号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

16ページをお開き願います。

専決処分書。

令和5年度美幌町一般会計補正予算（第6号）について、9月13日発生の落雷に

よる災害復旧のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和5年9月19日付であります。

専決内容について御説明いたしますので、17ページを御覧ください。

令和5年度美幌町一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度美幌町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ794万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億9,083万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、26、27ページをお開き願います。

3、歳出。

10款教育費、2項、1目学校管理費、1、小学校管理事業費の増、修繕料585万9,000円は、9月13日発生の落雷により罹災した美幌小学校内の高圧機器交換修繕、非常用放送設備交換修繕及び高圧用避雷器取付け修繕に要した費用です。

5項保健体育費、1目体育施設費、1、屋内体育施設維持管理事業費の増、修繕料208万2,000円は、同じく屋内多目的運動場、サニーセンター内の自動火災報知設備交換修繕、監視カメラ設備交換修繕及び低圧用避雷器取付け修繕に要した費用です。

次に、歳入について御説明いたしますので、24、25ページにお戻りください。

21款繰越金、前年度繰越金の増、794万1,000円は、今回の補正予算の財源として前年度繰越金を充当するものです。

なお、これら2施設の修繕費用については、全国自治協会建物災害共済の保険、加

入率50%の適用を見込んでおり、額が確定後、歳入の補正予算を計上する予定です。

以上、承認第8号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 議会の雰囲気は、動画を通したり、音声を使って、庁舎内ばかりでなく、いろいろなところに配信されているところでもあります。

このとおりの金額がかかるのだらうなと思っておりますけれども、もう少し事情を。事情というか、もう修繕が完了したのか、いろいろな部品とか装置とかが長引いて、まだまだこの修繕が完了していないのか、完了するとすればいつ頃なのか等の状況をもう少し御説明いただければ、他の方々、町民も理解しやすいと思っておりますので、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

まず、美幌小学校の部分について御答弁いたします。

高圧機器交換修繕及び高圧用避雷器の修繕につきましては、現在、業者に発注しておりまして、年明けに交換修繕が完了する見込みでございます。

もう1点、非常放送用設備の修繕でございます。

こちらは、11月29日に完了届が提出されている状況となっております。

以上、美幌小学校について御報告をさせていただきます。

○議長（戸澤義典君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） サニーセンターにつきましては、私から御答弁申し上げます。

自動火災報知機と監視カメラにつつまし

ては、10月7日に修繕工事を行いました。10月16日に美幌消防署による設置検査を終了しているところでございます。

なお、低圧用避雷器につきましては年明け、1月初旬に修繕が完了する見込みであります。

以上です。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、承認第8号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

---

## ◎日程第12 承認第9号

○議長（戸澤義典君） 日程第12 承認第9号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 議案書29ページになります。

承認第9号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

30ページをお開き願います。

専決処分書。

令和5年度美幌町一般会計補正予算（第7号）について、第42回全日本小学生バンドフェスティバル、第23回東日本吹奏楽大会及び第54回U16陸上競技大会へ出場のため急を要するので、地方自治法第

179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和5年9月29日付であります。

専決内容について御説明いたしますので、31ページを御覧ください。

令和5年度美幌町一般会計補正予算（第7号）。

令和5年度美幌町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ903万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億9,986万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、40、41ページをお開き願います。

3歳出。

10款教育費、2項、2目教育振興費、2、小学校教育振興事業費の増、吹奏楽大会参加等負担金467万8,000円は、11月18日に大阪府で開催された第42回全日本小学生バンドフェスティバルに美幌町立美幌小・東陽小合同バンドが出場のため、児童30名、教諭6名に係る必要な旅費等の経費につきまして追加を行ったところであります。

全36校が出場した大会におきまして、審査の結果、美幌小・東陽小合同バンドは見事金賞を受賞されてございますので、併せて御報告させていただきます。

3項中学校費、2目教育振興費、2、中学校教育振興事業費の増、中体連大会参加等負担金62万2,000円は、10月19日から22日に愛媛県松山市で開催された第54回U16陸上競技大会に北中学校の生徒が出場のため、生徒男女各1名、引率教諭2名に係る必要な旅費等の経費につきまして追加を行ったところであります。

協議結果ですが、男子ジャベリックスロ

ー競技におきまして47名中17位、女子1,000メートル競技におきましては、47名中、惜しくも予選敗退であったことを併せて御報告させていただきます。

その下、吹奏楽大会参加等負担金373万5,000円は、10月7日に山梨県甲府市で開催された第23回東日本学校吹奏楽大会に北中学校が出場のため、生徒17名、引率教諭2名に係る必要な旅費等の経費につきまして追加を行ったところであります。

東日本各地から全30校が出場した大会におきまして、審査の結果、北中学校は見事金賞を受賞されてございますので、併せて御報告させていただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、38、39ページにお戻りください。

21款繰越金、前年度繰越金の増、903万5,000円は、今回の補正予算の財源として前年度繰越金を充当するものです。

以上、承認第9号専決処分の承認について御説明を申し上げました。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 大変すばらしい活躍をされていること、頑張ってくれたことに対してねぎらいの言葉をかけたいと思います。

今、説明の中で、引率と生徒だけの予算を組んでいるということですが、父兄から幾らかでもいいから予算を組んでくれないかという要望はないのでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘君） 父兄からのそのような要望は、教育委員会へは届いていない状況にあります。

以上でございます。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番(大原 昇君) 以前、私がこのように関わったとき、父兄から、町には言えなかったのですけれども、応援するためには少しでもいいから負担していただきたいという声を聞きました。

父兄についても全額あるいは半額を負担してくれということではないのですが、せっかくここまで頑張ってくれているので、これから先、もしそのような予算が組めるのであれば、1万円でも5,000円でも負担してくれるような政策を。

やはり、応援に行く父兄、子供たちもそれなりにまた頑張ってくれると思うのです。将来の美幌町を盛り上げてくれるのは、頑張ってくれている子供です。

そのようなことを考えて予算を組んでいただけばという思いでありますので、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長(戸澤義典君) 教育長。

○教育長(矢萩 浩君) ただいま貴重な御意見をいただきました。

議員おっしゃるように、子供たちの活躍は子供たちのみならず、町全体に勇気と感動を与えてくれているところでございます。

町としても貴重な御意見と受け止めさせていただいて、どのような形でできるのか考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長(戸澤義典君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(戸澤義典君) これで質疑を終わります。

これから、承認第9号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(戸澤義典君) 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定

しました。

---

### ◎日程第13 議案第47号

○議長(戸澤義典君) 日程第13 議案第47号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(那須清二君) 議案書42ページになります。

議案第47号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料2ページをお開きください。

資料1、議案第47号関係。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、令和5年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、美幌町議会議員の期末手当の支給割合を変更しようとするものであります。

改正内容であります。期末手当の年間支給割合を3.3月分から3.4月分へ0.1月分を引上げいたします。

令和5年度は6月の期末手当を支給済みですので、12月の期末手当を0.1月分引き上げることとし、令和6年度以降については、6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.05月分引上げいたします。

なお、参考資料3ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

施行日は、記載のとおりであります。

以上、議案第47号について御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第47号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第48号

○議長（戸澤義典君） 日程第14 議案第48号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 議案書43ページになります。

議案第48号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料4ページをお開き願います。

資料2、議案第48号関係。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、議案第47号

と同様、令和5年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を変更しようとするものであります。

改正内容であります。期末手当の年間支給割合を4.4月分から4.5月分へ0.1月分を引上げいたします。

令和5年度は6月の期末手当を支給済みですので、12月の期末手当を0.1月分引き上げることとし、令和6年度以降については、6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.05月分引上げいたします。

なお、参考資料5ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

施行日は、記載のとおりであります。

以上、議案第48号について御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 町長にお聞きしたい点であります。

日本国総理、その他大臣クラス、今回の値上げ分を国庫に返納するという報道を見ました。

その意味では、決して決して財政が豊かではないと思いつつも、いろいろなことに配慮していかなければいけないだろうと思うところです。

そのようなことで、町長のお考えを聞いておきたい。

議員報酬のことが先にありましたが、私は賛否を問われたときに、あえて座っていました。

そのことも含めて町長のお考えがもしあるとすれば、お聞かせ願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 吉住議員からの御質問の内容については、私としては考えて

おりません。

その分、しっかり町長の職務を全うするよう努力してまいりたいと存じます。

よろしく申し上げます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第48号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第49号

○議長（戸澤義典君） 日程第15 議案第49号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 議案書44ページになります。

議案第49号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料6ページをお開き願います。

資料3、議案第49号関係。

美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、令和5年度の

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、職員等の給料、期末手当及び勤勉手当の改正を行おうとするものであります。

改正内容であります。1点目として、美幌町職員の給与に関する条例の改正です。

一般職の給料について、初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減する形で給料表の水準を上げたいと思います。

具体的には、大卒に係る初任給を1万1,000円、高卒に係る初任給を1万2,000円引上げ、平均改定率は1.1%となります。

また、一般職の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を4.4月分から4.5月分へ0.1月分を引上げ、引上げ分については、期末手当及び勤勉手当の支給月数へと反映いたします。

令和5年度は6月の期末・勤勉手当を支給済みですので、12月の期末・勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げることとし、令和6年度以降については、6月及び12月の期末・勤勉手当をそれぞれ0.025月分引上げいたします。

次に、参考資料7ページになります。

再任用職員の給料については、行政職給料表（一）との均衡を基本に改定するほか、期末・勤勉手当の年間支給割合を2.3月分から2.35月分へ0.05月分を引上げ、引上げ分については、期末手当及び勤勉手当の支給月数へと反映いたします。

6月の期末・勤勉手当が支給済みのため、12月の期末・勤勉手当を0.025月分引き上げることとし、令和6年度以降については、6月及び12月の期末・勤勉手当をそれぞれ0.0125月分引上げいたします。

次に、中段になりますが、2点目として、美幌町一般職の任期付職員の採用及び職員の給与の特例に関する条例の改正で

す。

任期付職員の期末手当の年間支給割合を3.3月分から3.4月分へ0.1月分を引上げいたします。

令和5年度は6月の期末手当を支給済みですので、12月の期末手当を0.1月分引き上げることとし、令和6年度以降については、6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.05月分引上げいたします。

施行日は、それぞれ参考資料に記載のとおりであります。

なお、参考資料8ページから9ページに給与勧告の骨子を、10ページ以降に条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、議案第49号につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第49号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第50号

○議長（戸澤義典君） 日程第16 議案第50号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 議案の58ページをお開き願います。

議案第50号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の32ページをお開き願います。

資料4、議案第50号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。平成15年度に契約した借上げ公営住宅3棟20戸について、20年間の契約期間満了後に再借上げを実施するに当たり、駐車場の使用料の改正が必要なため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。別表1に定める借上げ公営住宅駐車場の月額使用料について、基準値の土地公示価格の改正に伴い、以下に記載のとおり減額し改正するものであります。

新旧対照表については、33ページを御参照願います。

施行日は令和5年12月15日で、ただし、第2条、第3条は記載の日でございます。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） すみません。これは住宅管理条例ですね。画面を見たら、住所なのか、万単位なのか、資料の確認だけしたいということです。

このような言い方はあれですが、私の画面に線が一本入っているものですから、もし読めるのであれば住所を正式に言ってください。

確認だけさせていただきたいなということでもあります。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 失礼いたしました。

別表第1の中段、美幌町字栄町2丁目2番地の18、こちらが住所でございまして、その横に小さい数字があります。こちらは8戸ということでございます。

そして、金額は2,000円ということになってございますので、よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 委員会で説明を聞いているから数字的にはびっくりしませんが、記載の場合、皆さんが誤解ないように8戸なら「戸」という数字を入れられたほうが親切かなということでもあります。

後で直せるものであれば、直していただきたいということをやめます。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） こちらは条例本文でございますので、改正には当然、議決が伴います。

今回、これで議決をいただきますとこの内容のままということになりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 議会中でありますし、修正そのものは1分もかからないで準備できるかなと思っております。

町長、どうでしょうか。条例で残すと誤解を招きますので、1戸、2戸、3戸の「戸」を入れて再提案というか、修正というか、本会議中ですからその手続はできると思うのですよね。

私は、今までの経験上、文字が少ない、足りないはできる行為だと思っているものです。

このまま条例で残したいというよりは正規なものとして。

皆さんが、私の言っていることを御理解

いただけるのであれば、本会議中ですからできる行為だと思うのですけれども、誤字脱字の場合は、間違ったまま条例をつくってしまうのですか。

どのような話になるのかと思っておりますので、その辺は本会議でどうとでもなる話だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 総務部長。

○総務部長（那須清二君） すみません。少し補足して説明させていただきます。

今回の条例改正案につきましては、条例の本文の改正ということになりますので、少し分かりづらかったと思いますが、法制上はこのような形で御提案しております。

ちなみに、参考資料で提出してございます新旧対照表を御覧いただきたいと思っておりますが、33ページ、ここに所在地、区画数、そして月額使用料と書いております。

この部分をこの条例の本文に置き換えるというのが今回の提案でございますので、御理解いただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第50号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は11時10分とします。

午前11時 5分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 議案第51号

○議長（戸澤義典君） 日程第17 議案第51号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 議案書61ページになります。

議案第51号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

令和5年度美幌町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、斜網地区中間処理施設宅盤造成基本調査に係る負担金の計上及び借上げ公営住宅の契約満了に伴う再借りに係る借上料を計上するほか、人事院勧告に基づく給与改定に係る人件費の整理などを行うものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,784万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億3,202万5,000円とする。

第2項については、事項別明細書により御説明いたします。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、第2表、債務負担行為補正により御説明いたしますので、64ページをお開きください。

議案第50号で御説明のとおり、平成15年度に契約した借上げ公営住宅3団地の契約期間20年が満了するため、再借上げ10年に係る債務負担行為を設定していましたが、近傍同種家賃を算定する際に用いる国が示す建築物価の変動率が変更となり、借上料が増額となることから、限度額を2億639万6,000円から2億

1,881万3,000円に変更いたします。

次に、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、70、71ページをお開き願います。

3、歳出になります。

3款民生費、1項、1目社会福祉総務費、3、国民健康保険特別会計負担事業費の増、162万円の増額と、その下の3目高齢者福祉費、7、後期高齢者医療特別会計負担事業費の減、156万5,000円の減額、8、介護保険特別会計負担事業費の減、24万7,000円につきましては、給与改定及び会計間異動に伴う人件費の補正による特別会計繰出金の予算の整理になります。

4款衛生費、1項、1目保健衛生総務費、3、他会計負担事業費の減、74万5,000円の減額につきましても、人件費の補正による個別排水処理事業会計補助金の予算整理であります。

2項清掃費、1目塵芥し尿処理費、3、ごみ処分場維持管理事業費の増、中間処理施設宅盤造成基本調査設計負担金146万8,000円につきましては、斜網地区中間処理施設整備に当たり、建設地決定に伴い宅盤造成に係る調査設計が必要となったことから、負担金を計上するものでございます。

8款土木費、4項、3目公共下水道費、1、他会計負担事業費の減、199万7,000円は、給与改定及び会計間異動に伴う人件費の補正による公共下水道事業会計補助金の予算整理になります。

8款、5項住宅費につきましては、72、73ページをお開きください。

2目住宅管理費、1、公営住宅管理事業費の増、施設等借上料35万1,000円は、第2表、債務負担行為で御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

12款職員給与費、1項、1目職員給与

費、1、職員給与支給事務費の減、5,205万8,000円の減額は、給与改定及び会計間異動に伴う予算の整理及び職員退職手当組合負担金の負担率について、地方公務員の定年が段階的に上げられたことに伴う負担率の減によるものであります。

2、会計年度任用職員給与支給事務費の減、1,466万8,000円の減額につきましても、職員退職手当組合負担金の負担率変更に伴う減額であります。

なお、参考資料の35ページ、資料6に給与改定の所要額調書を添付しておりますので、御確認をいただければと思います。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書68、69ページにお戻り願います。

2、歳入になります。

20款繰入金、1項、1目財政調整基金繰入金6,784万1,000円は、今回の補正に伴う財源調整の基金への繰戻しであります。

なお、参考資料の34ページ、資料5に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上、議案第51号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第8号）につきまして、御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 70ページの衛生費、清掃費の部分でお聞きしたいと思っております。

斜網地区中間処理施設の宅盤造成基本調査に関わる予算ということですが、美幌町のごみ処理計画に対しての影響がどうなるのかということでも聞かせてください。

たしか、現在の第Ⅲ期の埋立処分場は、令和8年度で満杯になると。その後、第Ⅳ

期の埋立地には、中間処理施設で処理した残渣のみを投入するとなっているかと思っております。

今回、宅盤造成基本調査を行うことによって、その計画にやや遅れがあるのではないかと感じておりますが、その中身についてはよく分かりませんので、町民的に明らかにしていただければと思います。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） ただいま御質疑をいただきました。

おっしゃるとおり、第Ⅲ期の埋立処分場は令和8年あたりで満杯になるということございまして、第Ⅳ期埋立処分場の整備に向けて実施設計をしているところでございます。

順調どおりに進みますと、令和6年度より第Ⅳ期埋立処分場の着工をいたしまして、令和9年度から供用開始ができるものと考えてございます。

ただ、1市4町で進めております中間処理施設、いわゆる焼却施設でございますけれども、当初、令和10年度の供用開始を予定しておりました。

令和9年度に美幌町のごみ処分場の供用開始、令和10年度に焼却開始、この間の1年間については焼却をせずに埋立てするというのを考えてございましたけれども、今回、1市4町の中間処理施設の整備について、場所の選定に時間がかかりましたこと、あと、資材の発注・受注の遅れ、あるいは建設工事の工期延長、働き方改革等もありまして、工事期間が当初より1年から2年延びるであろうと言われております。

仮に、中間処理、焼却処理施設が令和12年オープンとなりますと、その間の令和9年、10年、11年は、美幌町のごみを直接、第Ⅳ期埋立処分場に埋めなければならないということになってしまいます。

単純に埋立てをしますと容量がかさんでまいりますので、第Ⅳ期埋立処分場の寿命

にも多大なる影響を及ぼしてしまうということでございます。

現在、既に埋立てを終了しております第Ⅰ期、第Ⅱ期埋立処分場について、埋立処分終了届というものを北海道に提出しておりません。北海道に軽微な変更の届出というものを出せば、許可いただいている容量の1割をさらに埋立て可能になるということでございます。同じように、第Ⅲ期埋立処分場についても北海道に届出を行えば、埋立処分場の1割の増量が図れるということでございますので、現在はその方法も考えております。

来年の話になってしまうのですが、そのような延命策が図れないかということで調査をかける予定でございます。

一方で、直接埋立てする手段のほかに、例えばですけれども、焼却施設を持っている他の自治体に焼却の一部をお願いできるかできないかということも現在検討しております。

いずれにしても、このような部分につきまして町民の皆様にお知らせするのはもちろん、行政で考えていることも含め、さらなるごみの減量化についても町民の皆様にご情報発信していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 中間処理施設の計画が遅れているという状況が、まず示されました。

なかなか大変だなと思いますが、そのことによって、第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期の埋立地を1割の範囲内でかさ上げするという道も示されております。

当然、技術的には問題ないのだろうと思うのですが、費用的にはどうなるのか、これも併せて御説明をいただければと思います。

それと、他の町の間接処理施設へ運ぶと

なりますと、その辺の可能性だとか、あるいは、見通しは十分にある話だと思ってよろしいでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） まず、1点目の費用面でございます。

まだ調査をしておりませんので具体的な数字は出ておりませんが、第Ⅰ期、第Ⅱ期につきましては、火山灰で最終覆土をさせていただきます。その最終覆土を剥がすとなりますと、それなりの費用がかかるものだと考えております。

第Ⅲ期につきましては、そのまま埋立てができるのか、あるいは、何らかの補強工事が必要なのかということも併せて調査したいと考えております。

2点目の他自治体への焼却の可能性でございます。

まず、この枠組みに参加する前ですが、一度、北見市へ打診したことがございます。そのときには、美幌町のごみ排出量はとて処理しきれないということで、お断りをされた経過がございます。

そこから年数がたつてございますから、全部でなくてもある一定程度できないかということも打診、協議してまいりたいと考えております。

もう1点につきましては、斜網地区で焼却施設を稼働している自治体がございます。こちらについても打診してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今の質問に関連して質問します。

現在進めている1市4町の計画と並行している美幌町の新しい処理場について、私の記憶が漏れているのかもしれませんが、広く一般町民の方が知らないという状態だと思います。今のごみ処理場はどんな

るのだ、1市4町がどうなっていくのだというきちんとした説明はやっていないのではないかなと思うのです。

私の記憶違いかどうか、これについてお尋ねします。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） おっしゃるとおり、確かに住民に対する説明は不足しているものだと認めざるを得ません。

現在稼働しています第Ⅲ期ごみ処分場の状況につきましては、危機的状況であることを過去に広報でお伝えしています。

また、現在もごみ減量化の手段について、毎月広報でお知らせしているところがございます。

あわせて、斜網地区1市4町の状況についても、機会を見まして、住民の皆様にしつかり説明できるような準備をしまいたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） よく分かりました。

実は、町民の方でもやはり気になっている方が多くて、環境対策の部分もしっかりやれるのかどうか、期待感もあるのです。

今回、先ほど説明された予算の中で、1市4町のほうが若干遅れているということも含めると、細かくなくてもいいので大体の流れと概要の説明をする時期かなと思いますので、ぜひよろしく願います。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 一般ごみですか。

美幌町は町村の役割としてごみ収集、処理しなさいというのは責務であります。

今までお金を払っている袋は、処分場も近いということも含めて原価計算し、大きさによってはじかれた金額で決まっている

と思うのです。

今回、このようなことで町民が一番知りたいところは、将来どうなるのだろうと、この1点だけだと思うのです。

できましたら、そのような意味の見積りというか。見積りといっても100%正しいとは言わないにしても、今と比べてどのくらい変わるのか、いや、むしろ安くなるのだとか。

今度、町内から町外に運搬するとなるとかなりの距離ですので、運搬費だけでもすごかさみます。

ですから、処分費という意味では上がるのだろうなどは思っていますけれども、可能な限り積算して、早いときに町民へお知らせすべきだということを言いたくて今、発言させてもらっています。

そのような趣旨から、大卒でどのくらいという積算をお示しする予定でしょうか。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） ただいま大きく2点あったかと思えます。

1点目はごみ処分の費用についてでございます。

現在、単純埋立てということで、収集運搬の費用も一般ごみ1種類ということでございます。

今度は燃やすごみ、燃やさないごみということで2系統の収集運搬が必要となること、もう1点は、燃やすごみについて相当数の距離を運搬しなければならないため、その分の経費が加算されるということでございます。

ごみ処理の経費につきましては、上がることはあっても下がることはないと思っておりますけれども、実際の単価については、まだ1市4町でも具体的な協議がなされていない状況です。

そのため、現段階ではお示しできる状況ではございませんが、そのような段階が来ましたら、速やかにお示ししたいと考えております。

もう1点は、直接ごみを運ぶことが可能かどうかということだと思います。

現在は町内で完結しておりますので、町民の皆様が直接ごみ処分場に運ぶことが可能となっております。

大空町にごみ焼却施設が出来た場合、そのことが可能になるかということでございますけれども、他の事例をいろいろ調べてみたところ、一切認めていないという自治体もあれば、身分証明書を提出していただければ許可しているとか、そのような事例もございました。

その部分についても、まだ1市4町で協議してございませんので、可能かどうか、可能であればどのような手段になるのかということも含めて、決まり次第、お示ししてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、それぞれの議員から、町民にとって一番の関心事であるごみをどう処理するかということの御質問をいただいたと思います。

今までは、ごみを処理することはそれぞれの町で、単独で処理場をつくってやることができた。

今後、国も含めて、これだけ環境に配慮しなければならないときに、ただ埋めるだけでは駄目ですよと、前処理として一次処理をしなければ駄目だという流れというか、そのような方針が示された中で、ごみについては単独だと効率的ではないので広域でやるようにと、それでなければ補助が出ませんという流れになってきました。

ふだん、私どもは1市4町、北見の圏域に入っているわけでありまして、今、北見市は焼却施設、処分場を持っていますので、繰り返しになりますけれども、美幌町の一次処理として焼却をお願いできるかとお話をしたときには難しいと。

次の選択として、ごみの一次処理施設を斜網地区につくろうという話があった中

で、私どもを抜いて1市3町の皆さんに、網走地区のほうで一緒にやるという話をさせていただいて、今回、進めているわけがあります。

やはり、どこの場所でやるかということが一番問題でありまして、その意味では、今、大空町でまとめていただき、一つの方向性で進んでいるわけでありましてけれども、実際に、いろいろ調査しなければいけない中で工期がずれてきていることは、私どもの町だけではなくて、そこに関わる全ての町にも影響が出てきています。

そのことも含めて、それぞれの町が困っていることをきちんと協議し合いながら、そして、それぞれの町がどうしていくかということを確認し、場合によっては、補助として、事前に焼却をしているところで余裕があるところにその辺の対応ができないかということ、皆さんと協議している状況であります。

はっきりした部分については、できるだけ町民の方々にお知らせしたいと思いますし、今、建設部長が答弁させていただいたように、今後ごみがどうなっていくとか、自己搬出の場合はどうするかという話も、内容的に詰められた段階で皆様にしっかり丁寧にお知らせしていきたいと思っておりますので、もう少しお待ちいただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 同じく、ごみ処理場の関係でございます。

今、部長の話で、何で今頃になってまた予算を増やすのだと、理由をお聞きしました。1市4町で総額1,000万円近くになるのかなと勝手に推測しているのですけれども、これからやるにしても、これから先、この予算がまた上がることはないのか。資材の高騰、また、資材が手に入らな

い、人件費が高い、そのような理由で途中から予算が上がる要素はないのかどうかはまず1点。

それと、先ほど大江さんからありましたけれども、今、処分場をかさ上げしたい、そして、延命措置を図るのだという答弁だったと思います。

今、処分するごみの中で一番かさがあるものは何か、例えば、廃プラだとか、あるいは木くずだとか、一般の植物残渣だとか。

一応、私は前委員会の中で、廃プラの関係をいろいろと高橋委員長から報告させていただいております。

この中で、かさ上げの部分と、あるいは委員会報告でしていたボイラーまでつくれとは言わないのですけれども、今、燃料が下がってきているとは言いながらも、これから先、不確定なところがありますので、先を見越してペレットなどの燃料をつくる。

今、公共施設のあちらこちらでボイラーを使っていますよね。そのようなところのボイラー関係も変えていくような燃料を先につくっておくという一つの手段もあると思うのです。

そのような延命措置にかかることを町で考えることはできないのでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） ただいま2点、いただきました。

1点目、経費の面でございます。

もともと、来年度以降に測量あるいは調査等を実施する予定でございましたけれども、先ほど申しましたとおり、全体の工期が2年あるいは1年遅れるため、先にできるものということで、今回は測量費だけを前倒して計上しています。

11月の議会に提案し議決をいただいたら、1市4町で負担金を出し合って直ちに発注しようということでございました。

ということで、厳密に言いますと若干増

えていますけれども、この調査費についてはもともと考えたものを前倒したということで、もともとしなければならない事業でございました。

今後につきましては当然、大原議員おっしゃるとおり、人件費、資材の高騰で、もしかしたら当初予定していた金額より上がるかもしれません。

その都度その都度、計画している事業費が適正なのか、それについて1市4町で検証してまいりたいと考えております。

2点目、ごみの処分方法、燃料化ということでございます。

実は、1市4町の中でも燃料化に取り組んでいる自治体がございます。こちらにつきましては、燃料をペレット化してボイラーを導入するという予定でございました。

ただ、ごみの成分が常に変化するためボイラーの調子がなかなかよくなく、当初、ボイラーを導入していた民間企業が全て撤退したということです。

そのため、全て町で燃料化し、材料として町外に搬出しているということで、1市4町の構成自治体の中では燃料化を考えていないという状況にありますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） まず、一つ目の中で今、部長が測量の部分の前倒したりするという話ですけれども、この測量というのは、区割りの測量だけなのか、あるいは、これは定番ですがその地質も含めての測量なのか、その辺のことをお話していただきたいと思います。

また、燃料の話ですが、これほどこの機械を入れたのか分かりません。私どもはそこまで言うつもりもないのですけれども、やはり将来的に燃料になるというものを。

たしかに、一緒に燃やせば水分の多いほかのものも燃えますけれども、リサイクルできるものはできるように考えていかない

と。

先ほど言いましたように、油などはこれからどのようになるか分からないのですよね、不確定なのです。

それであれば、簡単に出てくるような廃プラなども、いかにして利用できるかを考えていかなければならない時期なのかなと思っておりますので、まずそのことをもう一度。

1市4町で燃料をつくるのではなくて、美幌町独自で方法を考えていくことも必要かなと思うのです。

今やれと言うのではなくて、これから先、町でどのように対応をとっていくのか。ぜひともやっていただきたいと思えます。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、まず1点目の測量の関係でございますが、区割りですとか地質ですとかということの御質問でございます。

今回、測量しようとする部分につきまして、大空町東藻琴の地盤には、もともと白かば台スキー場から民間企業が扱っている土採り場がございまして、そちらを当初検討していたのですが、住民説明の結果、高台の残土置場としているところに宅盤の造成と、宅盤のほうに通じる道路造成をすることが必要になったということでございました。

測量業務としましては、ドローンを使いましてレーザー測量しデータ処理するとともに、宅盤の基本設計をするという内容となっております。

また、地質調査につきましては、次年度、環境生活基本調査ですとか、そのような部分も含めまして、また詳細な調査を1市4町で検討していくことを考えてございます。

測量につきましては以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） それでは、私から2点目のごみの燃料化についてでございます。

現在、いわゆる容器包装リサイクル法に基づきまして、その他プラスチックは成形し、指定ルートを通じまして資源化しているということでございます。

これは、国が推奨している方法でございますまして、現在、美幌町を含む過疎地につきましては容器包装のみということでございますが、その他シートにつきましては製品プラ、いわゆる容器包装以外のプラスチック製品もリサイクルということが努力義務化されております。

近い将来、本町におきましても製品プラもリサイクル化する時期が来るものと考えてございます。

今すぐ決断するのはなかなか難しいと思えますので、そのような動向を踏まえまして、皆様にまた御相談をさせていただきたいと思えますので、御理解をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 測量の関係、これはまた摩訶不思議な説明だなと。

当初、今、課長が説明されたことで予算を組んだと思うのです。

例えばドローン、これも当初予算で測量の中に含めていたと思うのです。

今かかるとしたら人件費、1,000万円もかかりますか、高騰しますか。

今の説明の中では、今までどおりの予算の中でできそうな測量の内容だなと感じたのです。ドローンと光波か何かで全部測量するのでしょうか。

地質調査は触れなかったみたいだけれども、仮に、地質調査をやるとすれば、今までの機械でもできるのですよ。人件費も変わらないのです。いや、人件費ではなくて、人数も変わらないのです。

仮に、人件費が1万円、2万円上がったとして、果たして1,000万円もかかるかと。

その辺の説明をもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） ただいまの御質問ですけれども、まず1点目、今回補正させていただく測量調査の経費につきましては、もともと当初予算では組んでございません。

10月23日の1市4町首長会議で建設予定地をここに決定したことを受けて、この高台を測量するに当たり、1市4町の事務局であります網走市でいろいろ調べた結果、総額で506万円の宅盤造成基本調査設計費が測量経費として必要となりました。

先ほど部長からもありましたけれども、今回、宅盤造成ですとか、プラントメーカーに対するアンケート調査結果により、中間処理施設の稼働に1年から2年、年数が遅れるということでした。

これを何とか早いうちから稼働させたいということもございまして、来年度に調査する予定でございましたけれども、できるだけ雪の降らないうちに測量したいということでこれを前倒して、今年度に補正予算を組ませていただき、今臨時議会で提案をさせていただいたということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美君） 73ページ、職員給与費のその他手当449万円について。

参考資料では35ページだと思いますけれども、内訳の中で、一般職の方が当初予定していた人数175名から7名減ということになってございます。

7名減に伴って会計年度任用職員を採用したりするところはいいのですけれども、

7名減に対して現有の職員数では対応できないところもあると思います。

当然、その他手当の中に、現有の職員数で対応するための時間外手当も含まれているとは思いますが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 総務課長。

○総務課長（斉藤浩司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、その他手当の449万円の内訳につきましては、年度の途中で管理職が3名増となったことから、管理職手当の増を見込んだものでございます。

参考資料にあります職員の減、7名につきましては、年度途中の退職、また、採用に至らない職員が2名おりまして7名ということでございます。

それについては、その他手当ではありませんが、会計年度任用職員を一部採用したりして対応してございますので、今回の449万円については、管理職手当の分ということで御理解いただければと思います。

○議長（戸澤義典君） 2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美君） 会計年度任用職員で採用したところはいいのですけれども、そのほか採用されなかった例えば現場の職員とかを含めて当然、時間外は出てくると思うのです。

今回の補正に時間外手当は含まれてないということですが、現有の職員数では足りないとは僕思うので、そこは柔軟に対応すべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 総務課長。

○総務課長（斉藤浩司君） ただいまの職員の減に伴い時間外勤務手当含めた手当の増があるのではないかとということでございます。

今回はそれだけではなく突発的な災害対応等がありますので、時間外の中でそれぞれの部署に応じて、不足があれば会計年度

で人員増となったり、今いる現有の職員で時間外含めながら対応している部署も現実にはあるかと思えます。

今後については、その中で判断しながら職員増としているわけですけれども、時間外については働き方改革の中で抑制していかなければいけない部分もありますので、その辺は所属長を含めてチームの中で、グループ制を引いてる中で応援を求めながら、それぞれの職場で対応していくものと考えております。

今回の時間外手当につきましては、現計の予算内、当初見込みでいけるのではないかということでこれには含めておりませんが、災害対応の分については別途予算があれば、また検討していきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第51号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第18 議案第52号

○議長（戸澤義典君） 日程第18 議案第52号令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の75ページになります。

議案第52号令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

令和5年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,093万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書に御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、議案書84、85ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項、1目一般管理費につきましては、給料、職員手当、共済費等について、給与改定と人事異動に伴う職員の会計間異動などを精査した結果、162万円を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、82、83ページにお戻り願います。

2、歳入。

5款繰入金、1項、1目一般会計繰入金162万円の増額につきましては、職員給与費等の人件費に係る一般会計からの繰入れを増額するものでございます。

以上、議案第52号について御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第52号令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第53号

○議長（戸澤義典君） 日程第19 議案第53号令和5年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の87ページになります。

議案第53号令和5年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

令和5年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ156万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,804万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、議案書96、97ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項、1目一般管理費につきましては、給与改定と人事異動に伴う職員の会計間異動などを精査し、その結果、156万5,000円を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、94、95ページをお開き願います。

2、歳入。

2款繰入金、1項、1目事務費繰入金156万5,000円の減額につきましては、人件費に係る一般会計からの繰入れを

減額するものでございます。

以上、議案第53号について御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 部長、ちょっと教えてください。何名ほどの異動があったのかなど。

もう議決しましたけれど、国民健康保険、後期高齢者医療でも職員の異動があったという説明だったかなと思いますので、このことについてちょっと興味を持ったものですから、今回、何名の異動があったのか、分かっている範囲内で教えてください。

○議長（戸澤義典君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（佐々木齊君） 御答弁申し上げます。

後期高齢者医療保険につきましては、1名の職員を予算計上させていただいておりますので、その1名につきまして異動が生じたものでございます。

国民健康保険特別会計につきましては、9名の職員を予算計上させていただいておりますので、そのうち2名につきまして異動が生じたものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第53号令和5年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 議案第54号

○議長（戸澤義典君） 日程第20 議案第54号令和5年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の99ページになります。

議案第54号令和5年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

令和5年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,411万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、

108、109ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項、1目一般管理費につきましては、給与改定に伴う給料及びその他手当の増額と、人事異動に伴う職員の会計間異動等の人件費増減を精査した結果、24万7,000円を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、106、107ページにお戻りください。

2、歳入。

7款繰入金、1項、4目その他一般会計繰入金につきましては、人件費の減額に伴い、24万7,000円を減額するものでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 109ページ、画面を見ていただいたでしょうか。

一般給与ですか、66万円減額になって、期末手当も減っている中でその他手当、ここだけがドーンと増えている。

担当ではないですけど、先ほどからいろいろいるところを見ると、人件費が減になったら期末手当も減っている、その他手当も減っているというのが普通の流れかなと。

簡単に言えば、人件費が減って、その他ということではもう少し説明をいただかないと、何のその他手当なのか理解できないものですから、お教え願いたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） ただいまの一般職の給与、期末手当等が減額の中で、その他手当が増額になっていますということの説明という御質問ですけども、介護保険特別会計の中で4名の職員がおりまして、2名が異動しているという形になります。

また、高齢介護グループというグループ内で事務を共有している部分もございませけれども、グループ全体でマイナス2名と人員が不足しているということがございまして、その中で時間外が多く発生しているという状況でございます。

また、今年度は介護保険計画を策定するという事柄で、そのような事務の増大もありまして、その他手当、時間外手当の増額を今回補正で計上させていただいていると

いうことになります。

よろしく申し上げます。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 本当のことを言えば、時間外で百何十万円といったら、別な意味で問題にならないのかなと思うのです。勤務状況ですよ。

これだけの金額が出るということは、相当継続的な残業というのか、慢性的なものがあるのかなと思ってみたり、その辺の整理はどうされているのでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 今回の増額要因で主なものは時間外ということになります。

時間外が増えた要因といたしまして、まず、人事異動に伴った直後に介護保険担当は繁忙期に入ります。納付書の発送ですとか、その他の報告ものとかというものがございまして。

それに加えて今回、介護保険計画の次期計画策定ということで、今年度についてはそのような業務がふくそうしている状況にございまして。それに伴って時間外も増えたという経過がございまして、次年度以降、事務が平準化してくれば、幾分下がるのではないかなと感じているところでございまして。

どうしても特別会計の中では、人件費を組んでいる人数が少数ということになりますので、例えば、一般的にはほかの手当との相殺とかも考えられますけれども、特別会計についてはシビアにその部分が反映されてきてしまうので、このような額になってしまいます。

ですが、御質問にありました今後の体制的な部分につきましては、繰り返しになりますけれども、今年度は事務量が多い年で膨らんだということにございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第54号令和5年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第21 議案第55号

○議長（戸澤義典君） 日程第21 議案第55号令和5年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 議案の111ページをお開き願います。

議案第55号令和5年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和5年度美幌町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、給与改定及び人事異動等による人件費の補正を行おうとするものであります。

収益的収入及び支出の補正、第2条及び資本的支出の補正、第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正。

第4条、予算第8条に定めた経費は記載の金額のとおり補正しようとするものであ

ります。

次に、112、113ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的収入であります。

1款、2項、3目雑収益5万2,000円の減につきましては、人事異動に伴う下水道排水施設業務負担金の減額であります。

次に、114、115ページをお開き願います。

収益的支出。

1款、1項、2目配水及び給水費、記載の金額は、職員2名分の給与改定に伴う給与、手当等の増額及び退職手当組合負担金の変動に伴う法定福利費の減額であります。

3目業務費、記載の金額は、職員4名分の給与改定及び人事異動に伴う給与、手当等の増額及び法定福利費の減額であります。

4目、総係費、記載の金額は、職員1名分の給与改定に伴う給料、手当等の増額及び法定福利費負担金の減額であります。

次に、116、117ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目浄水配水設備費、記載の金額は、職員1名分の給与改定及び人事異動に伴う手当等の増額及び法定福利費の減額であります。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第55号令和5年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第22 議案第56号

○議長（戸澤義典君） 日程第22 議案第56号令和5年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 議案の124ページをお開き願います。

議案第56号令和5年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和5年度美幌町の公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、給与改定及び人事異動等による人件費の補正を行おうとするものであります。

収益的収入及び支出の補正、第2条及び資本的収入及び支出の補正、第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条、予算第8条に定めた経費は記載の金額のとおり補正しようとするものであります。

他会計からの補助金の補正。

第5条、予算第9条に定めた他会計からの補助金については、記載の金額のとおり補正しようとするものであります。

次に、126、127ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的収入であります。

1 款、1 項、2 目他会計負担金 7 2 万 9,000 円の減につきましては、人事異動に伴う個別排水処理事業会計負担金の減額であります。

2 項、1 目他会計補助金 1 1 7 万 2,000 円の減につきましては、人件費の減額に伴う一般会計補助金の減額であります。

次に、1 2 8、1 2 9 ページをお開き願います。

収益的支出。

1 款、1 項、4 目総係費、記載の金額は、職員 1 名分の給与改定及び人事異動に伴う給料、手当、法定福利費及び他会計負担金の減額であります。

次に、1 3 0、1 3 1 ページをお開き願います。

資本的収入であります。

1 款、2 項、2 目他会計補助金 8 2 万 5,000 円の減につきましては、人件費の減額に伴う一般会計補助金の減額であります。

次に、1 3 2、1 3 3 ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1 款、1 項、1 目公共下水道建設事業費、記載の金額は、職員 1 名分の給与改定及び人事異動に伴う給料、手当等、法定福利費の減額であります。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

1 0 番吉住博幸さん。

○1 0 番（吉住博幸君） 1 2 7 ページ、個別排水処理事業会計負担金。

この説明の中で事業費と聞こえたものから、当初、事業をどのぐらい想定して、今回この臨時議会に出されるのか。

事業として、例えば、1 月に申し込まれることだってあるのではないのかなと、私は勝手に空想するものですから、その辺の

絡みを。

人件費でなくて事業費と聞こえたものから、その辺の説明をお願いしたいと存じます。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 説明不足の点があったかと思います。

算出の内訳でございますが、人件費を基に会計間で負担金のやりとりをしてございます。

今回につきましては、人件費の減額に伴い、それに連動して負担金の減額をしたということでございまして、事業費の増減による負担金の減額ではないということを御理解願います。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第 5 6 号令和 5 年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第 2 3 議案第 5 7 号

○議長（戸澤義典君） 日程第 2 3 議案第 5 7 号令和 5 年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 議案の 1 4 1 ページをお開き願います。

議案第 5 7 号令和 5 年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第 2 号）について

を御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和5年度美幌町の個別排水処理事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、給与改定等による他会計補助金及び負担金の補正を行うおとするものであります。

収益的収入及び支出の補正、第2条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

他会計からの補助金の補正。

第3条、予算第7条に定めた他会計からの補助金については、記載の金額のとおり補正しようとするものであります。

次に、142、143ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的収入であります。

1款、2項、1目他会計補助金74万5,000円の減につきましては、人事異動に伴う一般会計補助金の減額であります。

次に、144、145ページをお開き願います。

収益的支出。

1款、1項、3目総係費74万5,000円の減につきましては、退職手当組合金の変動に伴う水道事業会計及び会計間異動に伴う公共下水道事業会計負担金の減額であります。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第57号令和5年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎答弁の訂正

○議長（戸澤義典君） 先ほど、議案第51号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第8号）、馬場議員より質疑があった件について、答弁の訂正の申出がありますので発言を許します。

総務課長。

○総務課長（斉藤浩司君） 議案73ページになりますが、先ほど馬場議員から御質問あった内容で一部、誤った回答をしましたので、訂正させていただきたいと思えます。

その他手当449万円の内訳に時間外勤務がないような説明をしましたが、管理職手当の増とそれ以外についてが約130万円、残り300万円については時間外勤務手当の増を行っておりますので、訂正させていただきたいと思えます。

この時間外手当の中には、今回の給与改定に伴い職員単価が上がることによる増、その分も含めておりますので、よろしくお願いたします。

誠に申し訳ありませんでした。

---

#### ◎日程第24 議案第58号

○議長（戸澤義典君） 日程第24 議案第58号令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書は153ページになります。

議案第58号令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員給与改定及び会計間の異動並びに年度途中の就職、退職に伴う人件費の補正を行おうとするものであります。

第1条、令和5年度美幌町の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的支出の補正につきましては、後ほど実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、今回の人件費の補正に伴い、職員給与費の金額から7,064万4,000円を減額し、11億3,036万1,000円にしようとするものであります。

次に、154、155ページを御覧ください。

収益的支出の補正であります。

医業費用、給与費の補正であります。給料から法定福利費までは、今回の給与改定による補正のほか、年度途中の就職及び退職並びに会計間異動による執行見込みからそれぞれ補正を行うものであります。

今回の補正のうち大きく減額となっている法定福利費、職員共済費等につきましては、定年延長に伴い、今後、定年退職者が隔年となることから、退職手当組合に納付する普通負担金の特例措置により負担率が減となったことによるものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 155ページ、給料と手当、単純に見たら1,400万円くらい。

何を聞きたいかということ、看護師が2人分ぐらい辞めたのかなと類推するのですが、いや、単純計算ですよ。病院の体制ということはどうなっているのか、困ってい

ないのかということも含めて。

困っていて、募集しているけれど来ないのだという関係のことをもう少し話していただけないか。単に金額が減ったとかいうのではなくて。

やはり、みんなも心配していますので、この辺でしゃべれる部分があったら教えてください。

○議長（戸澤義典君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 今回の補正で大きく減額となっているものについては、年度途中の就職、退職という部分のかなと思っております。

当然、医師の給与も含まれておりますので、年度途中で医師が一人退職している分の減額と、ただいまの御質問にありました看護師についても、年度途中で退職されている方がいらっしゃるしまして、その関係の給与費の減額が含まれてございます。

人数の関係でございますが、看護師については、当初予定していた人数から退職されている方が3名ほどいらっしゃいます。

年度途中で採用になっている看護師も1名おりますので、実働されている看護師については今、2名減ということになっているところでございます。

当然、職員減ということになっておりますので募集は継続しておりますし、できましたら採用したいところではありますが、看護師さんにつきましてもなかなか応募が少ない状況でございます。

状況的には減のまま、皆さんに御苦勞をかけながら運営をしているところでございますが、運営については通常どおり行わせていただいているところです。

そのほか、育休に入っている職員ですとか、休職されている職員もおりますが、それらを含めて体制の中では少なくなっておりますので、現行の職員の中で何とかやりくりをしている状況でございます。

以上です。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さ

ん。

○10番（吉住博幸君） 155ページの数値だけを見まして、現実、看護師さんが2名、3名辞められて1名補充になったというのは分かりました。

でも、結果的に2名少ないわけですよ。そしたら、その他手当と言ったほうがいいのか、ほかの関係からいって残業手当とか、医療サービスを充実するために、むしろ既存の人に無理を言っても、例えば夜勤の回数を増やしてもらおうとか。

その他手当がむしろ減っている、これがいろいろな部署の絡みからいっても、特にここが気にかかるのです。人数が減ったら逆に残業は増えるのだろうなど。

この疑問はどうしたらいいのでしょうか。

本人にとってはつらいかもしれないけれど、医療サービスを提供する側としては、そつなくやっていらっしゃるのですかね。

○議長（戸澤義典君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） その他手当の減額でございますが、当然、その他手当の中には時間外手当が含まれているということでございます。

先ほどの答弁の中でもお話しさせていただきましたが、医師に対する時間外手当についてもその他手当の中に入っておりますので、医師の退職に伴ってその方の分の時間外手当については減額になります。

当然、その方の分の仕事をしていくということになれば、時間外手当は変わらないのではないかという理論にもなるかもしれませんが、特に、病院の場合は患者様の対応ということで、夜間、休日の人数の変動によって時間外については変動しますので、今回の積算の中では減るということになってございます。

看護師さんも同様なのですが、採用できない部分については当然、その方に要する経費は当初見込みから減るということになりますので、その分については減る。

もしくは、その方の不足分を補うための職員の働きという部分で増額になる部分があるかと思いますが、今回の積算上の中身では相殺されて総体的に減額となっているということでございます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第58号令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（戸澤義典君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和5年第6回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後0時29分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員